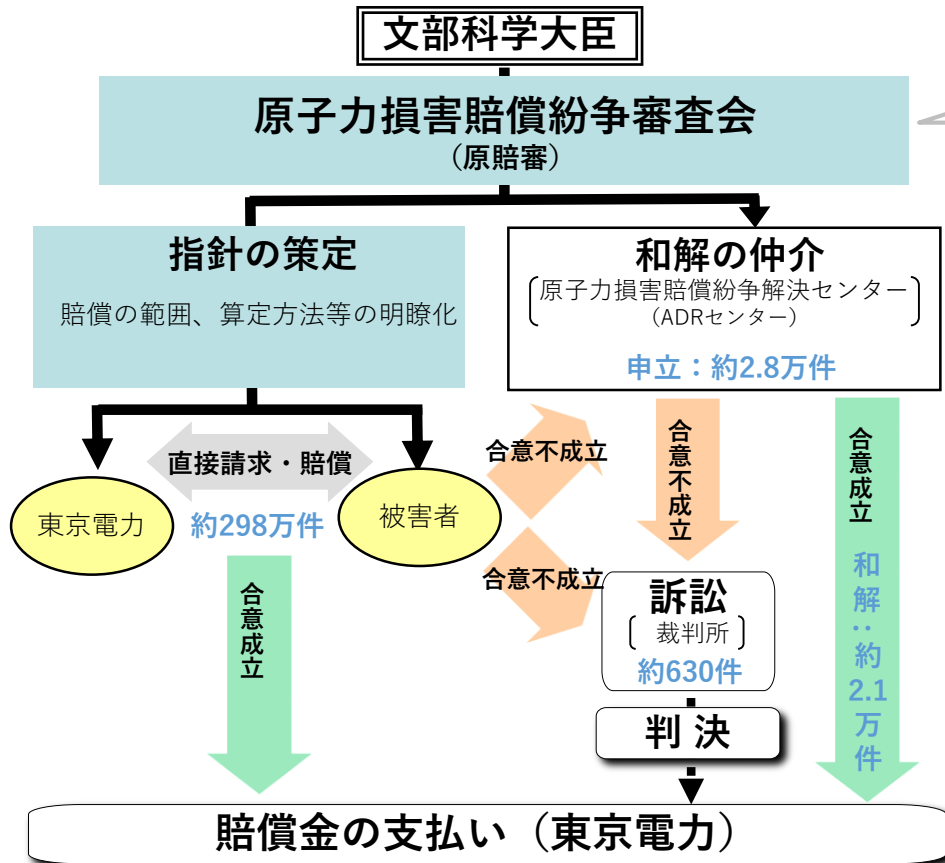


東電福島原発事故における原子力損害賠償の概要

- 原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における、**和解の仲介及びその解決に資する一般的な指針を策定**するために、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）第18条に基づき文部科学省に設置された、国家行政組織法第8条委員会。
- 東電福島原発事故に関して、**原子力損害として類型化が可能で、一律に賠償すべき損害の項目やその範囲などの目安（=中間指針）**を順次策定。



※件数はいずれも令和3年12月時点

【原子力損害賠償紛争審査会 構成員】

・学者や弁護士などの10名以内で構成される。

会長	内田 貴	東京大学 名誉教授／早稲田大学 特命教授
会長代理	樫見 由美子	学校法人稲置学園 監事／金沢大学 名誉教授
	明石 眞言	東京医療保健大学 教授／ 元放射線医学総合研究所 理事
	江口 とし子	元 裁判官
	織 朱實	上智大学 地球環境学研究科 教授
	鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
	古笛 恵子	弁護士
	富田 善範	弁護士
	中田 裕康	東京大学名誉教授／一橋大学名誉教授
	山本 和彦	一橋大学大学院 法学研究科 教授

(令和4年5月現在)

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針について

経緯

- 原子力損害賠償紛争審査会は、賠償を円滑に進めるため、原子力損害の範囲の判定等のための指針を原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次策定。
 - 第一次指針(平成23年4月28日): 政府指示等に伴う損害、第二次指針(平成23年5月31日、平成23年6月20日追補): いわゆる風評被害や避難生活等に伴う精神的損害
 - 中間指針(平成23年8月5日): これまでの指針で示された損害の範囲も含め、原子力損害の範囲の全体像
 - 中間指針第一次追補(平成23年12月6日): 自主的避難等に関する損害
 - 中間指針第二次追補(平成24年3月16日): 政府による避難区域等の見直し等に係る損害(赤字部分)
 - 中間指針第三次追補(平成25年1月30日): 農林漁業・食品産業の新基準値等による風評被害による損害(青字部分)
 - 中間指針第四次追補(平成25年12月26日): 避難指示の長期化等に係る損害(緑字部分)
 - 中間指針第五次追補(令和4年12月20日): 集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直し(紫字部分)
- 中間指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことはもとより、中間指針に示されなかったものや対象区域として明示されなかった地域が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となる。
- 東京電力に対し、指針が示す損害額は目安であり賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、指針に明記されていない損害についても、指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償対象とする等、合理的かつ柔軟な対応を求めることが明記されている。

政府指示等の対象地域等

I 避難等に伴う損害(避難区域[警戒区域]、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、南相馬市より一時避難要請があった区域)

- 避難、一時立入、帰宅費用(避難費用は住居確保に係る損害賠償を受け、転居するまで)
- 生命・身体的損害: 避難等によって生じた健康状態悪化等による治療費等
- 精神的損害(避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む)

第1期・第2期(～区域見直し時点) 第3期(～終期)(避難者と移住者に差を設けない)

警戒区域

・月額10万円 (体育館等への避難は12万円)	帰還困難区域※1 (H30.3末まで)	生活基盤喪失区域	700万円
----------------------------	------------------------	----------	-------

・**過酷避難状況30万円**

計画的避難区域

・月額10万円 (体育館等への避難は12万円)	居住制限区域	月額10万円 ※2	生活基盤変容区域	250万円
----------------------------	--------	-----------	----------	-------

・相当線量地域健康不安
子供・妊婦60万円、その他30万円

第1期・第2期(～事故後1年) 第3期(～終期)

緊急時避難準備区域

・月額10万円 (体育館等への避難は12万円)	※3	※4	月額10万円	※2	※5	生活基盤変容区域	50万円
----------------------------	----	----	--------	----	----	----------	------

特定避難勧奨地点

※3	※4	・月額10万円 ※6 (体育館等への避難は12万円)	月額10万円	※2	※5	解除後3か月を目安
----	----	-------------------------------	--------	----	----	-----------

・相当線量地域健康不安
子供・妊婦60万円、その他30万円

【精神的損害の増額事由】
上記月額10万円については、以下の事由があり、かつ、通常の避難者とは比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には増額。
① 要介護状態(月額3万円)、② 身体又は精神の障害(月額3万円)、③ ①又は②の者の介護(月額3万円)、④ 乳幼児の世話(3歳未満:月額3万円、3歳以上小学校就学前:月額1万円)、⑤ 妊娠中(事故時妊娠中:一時金30万円、事故後妊娠:月額3万円)、⑥ 重度又は中等度の持病、⑦ ⑥の者の介護、⑧ 家族の別離、二重生活等、⑨ 避難所の移動回数多、⑩ 避難生活に適応が困難(①～⑨の事情と同程度以上のものを含む客観的事実)
※⑥～⑩: 個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務踏まえ増額。

○財物価値の喪失又は減少等(現実に生じた価値喪失・減少及び追加的費用(修理・除染費用等))
・帰還困難区域内の不動産: 全損と推認(再取得価格に配慮する等、合理的に価値を評価)
・居住制限区域・避難指示解除準備区域の不動産: 事故前価値から一定程度減少と推認

- 住居確保に係る損害
・住宅については、元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償
・宅地については、帰還困難区域は土地の差額の全額、居住制限区域・避難指示解除準備区域で移住することが合理的と認められる場合は土地の差額の75%を賠償
・借家については、従前の家賃との差額の8年分を賠償
- 営業損害(農林水産業、製造業等事業一般) ○就労不能等に伴う損害(営業損害・就労不能等に伴う損害は、特別の努力は損害額から控除しない等の合理的・柔軟な対応が必要)
- 検査費用(人) ○検査費用(物): 商品の汚染検査費用

II 航行危険区域等、飛行禁止区域設定に係る損害

- 営業損害(漁業者、海運業者、旅客船事業者等) 航空運送事業者等) 操業困難による減収分、航路迂回による費用増加分
- 就労不能等に伴う損害

III 農林水産物(加工品含む)及び食品の出荷制限指示等に係る損害(出荷・作付制限、放牧・牧草等給与制限、食品衛生法に基づく販売禁止、検査等)

- 営業損害(農林漁業者・流通業者等): 出荷断念等による減収分、商品廃棄費用等の追加的費用
- 就労不能等に伴う損害
- 検査費用(物)

IV その他の被害(水に係る摂取制限、上下水道副次産物取扱指導、学校等に関する通知等)

- 営業損害: 代替水提供、汚泥保管、校庭の線量低減対策費用等
- 就労不能等に伴う損害
- 検査費用(物)

V いわゆる風評被害

- 【一般の基準】
 - ・放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が平均的、一般的な人を基準に合理的な場合。
 - ・原則として損害と認める類型を提示。
 - 営業損害
 - ・取引数量減少、価格低下による減収分
 - ・商品廃棄費用等の追加的費用
 - 就労不能等に伴う損害
 - 検査費用(物)
- ※農林漁業・食品産業、観光業、製造業等、輸出を類型化(詳細は右に記す)

VI いわゆる間接被害

- 上記I～Vの損害を受けた第一次被害者との関係で、取引に代替性のない場合(事業の性質上、販売先又は調達先が地域的に限定されている事業で必然的に生じたもの等)
- (間接被害者の営業損害の例)
 - ・顧客の大半が避難したことで売上げが減少した避難区域に近接する商店等
 - ・操業停止で水揚げがない漁港の製氷業者、仲買人等

VII その他

- 【放射線被曝による損害】
復旧作業に従事した原発作業員・自衛官等または住民等の急性・晩発性放射線障害
- 【各種給付金等と損害賠償金との調整】
【地方公共団体等の財産的損害】

VIII 自主的避難等に係る損害

- ・平成23年12月末まで: 自主的避難等対象区域(福島県内23市町村)の自主的避難者・滞在者に生じた損害: 子供・妊婦40万円、その他20万円
- ・平成24年1月以降: 区域の設定は行わず、子供・妊婦について個別に判断(平均的・一般人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合は賠償の対象)

政府指示等の対象外地域等

いわゆる風評被害について 専門委員による詳細な被害の実態調査結果を踏まえ、風評被害の範囲を明示。

- 【「風評被害」の範囲】
 - ・類型化された業種(農林漁業・食品産業、観光業、製造業・サービス業等、輸出)
 - ・類型化できない個別の被害について、一般的基準に照らし、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得る。

農林漁業・食品産業に係る風評被害

- 【農産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】
福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城
- 【茶】
福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物(食用に限る)】
福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島*(*はしいたけのみ)

【畜産物(食用に限る)】
福島、茨城、栃木、群馬、宮城、群馬

【牛肉(セシウムに汚染された牛関連)】
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根等
※上記以外で新たに汚染された稲わらの流通・使用による牛肉の価格下落等が確認された場合、同様の扱い。

【水産物(食用・飼料用に限る)】
福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花き】
福島、茨城、栃木

【家畜の飼料及び薪・木炭】
福島、岩手、宮城、栃木

【牛ふん堆肥等】
福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

- 【その他の農林水産物】
福島
- 【農林水産物の加工品・食品】
 - ・主たる事務所又は工場が福島県に所在
 - ・主たる原材料が上記の産品であるもの等
- 【上記以外の被害】
 - ・買い控えの状況、出荷制限の内容等を考慮し、相当因果関係が認められる場合は賠償の対象。
 - ・有機農産物等の安全等の価値を付した産品は広範な地域で賠償の対象となりうる。

製造業・サービス業等に係る風評被害

- 【国内の製造業・サービス業等】
 - ・福島県で製造・販売を行う物品・サービス等に係る損害
(例: 福島県内で製造された繊維製品、県外事業者による貨物の受取拒否)
 - ・事業者が福島県へ来訪拒否することにより生じた損害
(例: 運送事業者の来訪拒否、美術展覧会等のイベント中止)
 - ・上下水道汚泥(原材料とする製品含む)の引き取り忌避により生じた損害等

【外国人来訪によるサービス等】
・平成23年5月末までの解約(日本全体)
(例: 外国人アーティストの来日拒否、外国船舶の寄港拒否)

観光業に係る風評被害

【少なくとも相当因果関係が認められる地域】
福島県、茨城県、栃木県、群馬県

【外国人観光客に係る損害】
平成23年5月末までの通常の解約率を上回る解約(日本全体(上記4県除く))

【上記以外の被害】
個別具体的な事情に応じ、解約・予約控え等の被害について、相当因果関係が認められる場合は、賠償の対象。

輸出に係る風評被害

- 【輸出先国の要求による検査費用・証明書発行費用等】
 - ・輸出先国の輸入規制や取引先からの要求によって現実に生じた検査費用・証明書発行費用等(当面の間、日本全体)
- 【輸入拒否による損害】
 - ・輸出先国の輸入拒否(輸入規制や取引先の輸入拒否)がされた時点で、既に輸出又は生産・製造を開始していた場合の現実に生じた損害(日本全体)

IX 除染等に係る損害 ○必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少 ○地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用